

横浜市社会教育コーナー
指定管理者選定評価委員会
審査報告書

令和3年8月

目 次

1	経緯	2
2	選定評価委員会 委員	2
3	選定の経過	2
4	選定にあたっての考え方	2
5	応募団体	4
6	応募者の資格	4
7	選定結果	5
8	審査講評	5

(資料) 審査得点集計表

1 経緯

横浜市社会教育コーナーの指定管理者の選定にあたり、横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会（以下、「選定評価委員会」という。）は、応募団体から提出された書類の審査や面接審査（プレゼンテーション及び質疑応答）を行いました。

この度、選定評価委員会による審査が終了し、指定候補者を選定しましたので、ここに審査結果を報告します。

2 横浜市社会教育コーナー指定管理者選定評価委員会 委員

【委員長】入江 直子（神奈川大学 名誉教授）

【委員】飯田 妙子（磯子日本語の会 代表）

川野 佐一郎（東京福祉大学 非常勤講師）

小山 明枝（税理士法人横浜会計事務所 代表税理士）

竹迫 和代（参画はぐくみ工房代表兼ファシリテーター）

3 選定の経過

第1回指定管理者選定評価委員会（傍聴者：なし）	令和3年5月14日（金）
公募要項等配布	令和3年5月27日（木） ～7月14日（水）
現地見学会及び応募説明会（参加団体：4団体）	令和3年6月4日（金）
応募書類の受付（応募団体：1団体）	令和3年7月5日（月） ～7月14日（水）
第2回指定管理者選定評価委員会（傍聴者：1名）	令和3年8月24日（火）

4 選定にあたっての考え方

選定評価委員会では、「横浜市社会教育コーナー指定管理者公募要項（以下、「公募要項」という。）」においてあらかじめ定めた「評価基準項目及び配点」に従って、応募団体から提出された応募書類を審査し、また面接審査では、公開プレゼンテーションにより応募団体から提案説明を受け、委員による質疑を行いました。

評価にあたっては、各委員が加減点項目を除く合計175点満点で採点し、委員全員の合計点を選定評価委員会としての得点としました。

なお、第1回選定評価委員会において、指定候補者及び次点候補者となるためには、選定評価委員会の定める最低基準を満たすことが必要である旨、最低基準は加減点項目を除く合計得点の6割とする旨、応募団体が1団体のみであっても最低基準に満たない場合は、指定候補者として選定せず、再度公募を行う旨を決定しました。

評価基準項目及び配点

項目	審査の視点（例）	配点
1 団体の状況		(15)
(1)法人(団体)の理念・基本方針・財務状況等	団体の理念、基本方針及び業務実績などが、公共性の高いものであり、公の施設の管理運営者としてふさわしいものであるか。また、団体の財務状況は健全か	10
(2)応募理由	横浜市の施策や地域の特性、施設の設置目的を十分に理解した妥当性・具体性がある応募理由であり、施設運営に熱意が感じられるか。	5

2 職員配置・育成		(10)
職員の確保、配置及び育成	・建物及び設備の維持管理に必要な人員を確保し、配置する計画となっているか。 ・生涯学習・社会教育事業の経験がある職員配置や、研修等による社会的ニーズに対応した職員育成を図るための具体的方策があるか。	10
3 施設の管理運営		(35)
(1)建物及び設備の維持保全並びに管理	・施設の安全確保及び長寿命化の観点から、適切な修繕計画となっているか。 ・建築局が実施する劣化調査や二次点検等に伴い、優先的に行うべき修繕等に対応可能な計画となっているか。	10
(2)危機管理への対応について	・事件・事故の防止体制が適切か。 ・事故発生時、緊急時の対応、連絡体制などに具体性があり、適切か。 ・市（区）の防災計画を踏まえ、かつ公の施設としての役割を踏まえたものとなっているか。	10
(3)利用者のニーズ・要望・苦情への対応	利用者の意見、要望、苦情等の受け付け方法や、これらに対する改善方法に具体性があるか。	5
(4)個人情報保護・情報公開、人権尊重、環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組	・個人情報保護の取組に具体性があるか。情報公開への取組が適切であるか。 ・ヨコハマ3R夢プラン、人権尊重、男女共同参画推進など横浜市の重要施策を踏まえた、取組となっているか。 ・市中小企業振興基本条例の趣旨を踏まえた取組となっているか。	5
(5)利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について	利用料金の収支の活用や、運営費等について効率的に抑制する工夫が図られているか。	5
4 事業の企画・実施		(90)
(1)生涯学習・社会教育事業に関する理解	生涯学習・社会教育事業に関する、国、市等の施策を十分に理解し、協力を積極的であるか。	10
(2)自主事業及び受託事業の実施方針、企画内容	生涯学習・社会教育に関する調査研究（情報収集）に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	5
	横浜市が行う生涯学習・社会教育関係職員向けの庁内研修に対し、協力を積極的であるか。十分な協力を行える体制が整っているか。	5
	生涯学習・社会教育振興のための自主事業に、具体性、企画内容の的確性、実現可能性があるか。	5
	若者や企業の社会参加の促進に資する効果的な取組であるか。（※参照）	15
(3)施設の利用促進	・質の高い接客サービスを提供するための取組となっているか。 ・利用者数、稼働率の向上に対し、効果的・具体的な取組となっているか。	10
(4)市民・利用者への広報活動・情報提供や相談等への基本方針	生涯学習・社会教育事業、市民活動等の市民への広報及び利用者への積極的情報提供や、市民・利用者からの相談活動に積極的に対応する方針があるか。	15

(5)関係機関・団体等への支援及び連携	教育委員会、区や地域団体など、関係機関・団体等の情報を十分に把握し、事業連携や事業推進に対する支援体制など、具体的な計画があるか。	15
(6)その他特に認められる、コーナー設置の目的を達成するための取組	4(1)～(5)に該当する取組以外に、特記すべき提案があるか。	10
5 収支計画及び指定管理料		(25)
(1)利用料金等収入増への取組	利用料金等の収入計画が適切であり、増収策が具体的、効果的であるか。	10
(2)指定管理料の額	収支計画が適切であり、効率的な経費の執行による適切な指定管理料となっているか。	10
(3)施設の課題等に応じた費用配分	利用者サービスのための経費や修繕費への配分など、施設の特性や課題に応じた、費用配分となっているか。	5
合計		175

6 加減点項目		
(1)市内中小企業等であるか	市内中小企業等 ・市内中小企業 ・中小企業等協同組合法第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び信用協同組合のうち、市内に住所を有する者 ・地域住民を主体とした施設の管理運営等のために、地域住民を中心に設立された団体 ※共同事業体の場合は、代表団体が市内中小企業等であること。	10
(2)前期の管理運営の実績 (現在の指定管理者のみ)	実績が良好であるか。	-5～10
(3)ワーク・ライフ・バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定 (従業員101人未満の場合のみ加算)	1
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定(従業員301人未満のみ加算)	1
	よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1
合計		-5～23

加減点項目を除く合計点：175点

全委員合計：875点

※4(2)第32期横浜市社会教育委員会議の提言では、若者や企業などの社会参加の促進が求められています。特に、生活圏域に根差した情報を集める人材の育成や、若者や企業などのボランティア体験など、新たな社会参加に資するアイデアを提案すること。

5 応募団体

1団体

特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク

6 応募者の資格

応募団体について、公募要項に定める応募の資格を持ち、欠格事項に該当しないことについて確認しました。

《参考》公募要項

5 公募及び選定に関する事項

(5) 応募条件等について

ア 応募者の資格

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続きを行っていないもの。
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること
- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていること（仮に受けている場合には、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと）

7 選定結果

(1) 選定結果

選定評価委員会において、厳正な審査を行った結果、次の団体を指定候補者として選定しました。

団体名	得点
特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク	731点

(2) 審査得点集計表

別表のとおり

8 審査講評

指定候補者は、法人の理念や基本方針が社会教育コーナーの設置目的に合致し、市民の社会参加を促す取組やそのきっかけづくりを担う地域人材の育成を実施するなどの取組が高く評価できます。

また、社会教育関係職員（リーダー）研修に携わったスタッフや、自らも研修を積んだスタッフがいることから、横浜市内により多くの社会教育のリーダーを育てていく力があり、またその熱意も感じられました。

一方、施設の管理運営の経験が少ない点が課題であり、社会教育コーナーは老朽化が進んでいることから、施設の維持管理や貸出業務については、特に留意する必要があります。

《審査講評を受けた横浜市としての見解》

指定管理者との円滑な意思疎通や情報共有、老朽化に伴う施設の改修、適切な運営のための予算の確保等に努めてまいります。